

八洲学園大学における公的研究費の内部監査計画

令和8年4月1日作成
事務局総務課

公的研究費については、不正防止を図るため、学校法人八洲学園の決算による監査にとどまらず監査計画を以下のとおり定める。

1. 基本方針

国民の税金を原資とする公的研究費が適正に使用され、法令を順守し不正使用が起こらないよう、厳正な監査を行う。

2. 監査計画の概要

①被監査人

八洲学園大学に所属する全ての研究者とする。なお、必要に応じて研究者以外の関係者も監査上の確認対象となり得る。

②監査の種類、方法及び内容

監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。通常監査は、財務会計システムを活用して、研究種目の各種申請書、帳簿類の突合せ、実際の購入物品の納品状況及び使用状況の確認、出張、研究補助者等の勤務実態等の事実関係の確認により行う。特別監査は、潜在的なリスクを洗い出し、将来の適正執行に繋げることを目的として、不正使用が発生するリスク要因に着目した監査を実施する。方法及び内容の詳細は、「八洲学園大学 研究倫理及び研究費に関する内部監査マニュアル」に定める。

③監査担当部署

内部監査部門（事務局総務課）とする。

④監査実施日

通常監査は、年に1回、原則として5月から10月までの間とする。

特別監査は、年に1回、原則として11月から1月までの間とする。

⑤監査報告書の作成

監査終了後、原則として1週間以内とする。

3. 重点監査項目

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」や学内規程に基づいて以下を確認する。

- ・物品の購入手続きが適正に行われているか。
- ・旅費が根拠に基づいて支出されているか。
- ・人件費・謝金の支払いが正しく行われているか。

以上